主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高橋正八外三名の上告趣意のうち、違憲をいう点は、実質において単なる 法令違反の主張であり、その余の点は、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴 法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判	<b>長裁判官</b>	藤	島			昭
	裁判官	中	島	敏	次	郎
	裁判官	木	崎	良		平
	裁判官	大	西	勝		也